

資料3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(平成22年3月31日現在)

業種 特定事業場数	畜産農業	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工 品製造業	化学工業	石油精製業	ゴム製品製造業	窯業	砕石・砂利採取業	鉄鋼業	金属機械製造業・金 属等表面処理業
50m <sup>3</sup> /日以上	2 (1)	59	7		3	17 (4)	1	6 (1)	25 (3)	4	1	57 (37)
50m <sup>3</sup> /日未満	474	947	40	43		25 (5)		7	175 (6)	76	15	158 (29)
計	476 (1)	1006	47	43	3	42 (9)	1	13 (1)	200 (9)	80	16	215 (66)

業種 特定事業場数	水道浄化施設	旅館業	飲食店業	洗濯業	新聞・印刷業・写真 現像業	病院	自動式車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ焼却場	し尿処理施設・下水 道終末処理施設	その他	計
50m <sup>3</sup> /日以上	7	113	43	11 (1)		10		10 (8)		520 (5)	9 (4)	905 (64)
50m <sup>3</sup> /日未満	8	2480	91	506 (14)	271 (1)	7	769	61 (33)	26 (1)	551 (2)	36 (15)	6766 (106)
計	15	2593	134	517 (15)	271 (1)	17	769	71 (41)	26 (1)	1071 (7)	45 (19)	7671 (170)

注1 ( )は内数で有害事業場分

注2 四日市市内事業場数を除く